

平成27年度  
事業計画書

社会福祉法人扶桑町社会福祉協議会

平成27年度 社会福祉法人扶桑町社会福祉協議会  
事業計画書

近年、超少子高齢社会になり、地域社会や家庭の様相は大きく変わり、また経済情勢や雇用環境の厳しさもあいまって、地域において社会的孤立、経済的困窮の問題、孤立死や高齢者の認知症での徘徊や行方不明、虐待や消費者被害、障がい者の地域移行の受け皿づくり、児童虐待や所在不明児童など深刻な生活課題が広がっております。また、一つの世帯に課題が重なるといった複雑な問題を抱えたケースも増加しており、より総合的な対応と支援が必要になってきています。

本会は、福祉のまちづくりをすすめることを使命に、公的サービス、法制度では解決できない福祉課題に、民生児童委員、自治会、ボランティア、福祉施設、関係機関・団体、行政機関等とのネットワークを活かしながら、個別支援と地域との協働によりその解決を図り、子どもから高齢者まですべての人々がともに助け合い、安心して暮らすことができるぬくもりのあるまちづくりと、地域の発展を目指します。

平成27年4月から生活困窮者自立支援制度が始まることにより、行政及び地域関係者とのネットワークをもとに総合相談・生活支援体制の強化が求められております。また、介護保険制度においては、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みが進められています。これらの制度の今後の動きを見据え、支援体制の見直しや強化、事業の充実と人材の確保や職員の資質向上など取り組んでまいります。

さらに、地域福祉活動計画をもとに社協基盤の強化を行い、地域に密着した社会福祉協議会を目指します。

## 重点目標

1. 地域福祉活動計画の実行
2. 法人化30周年記念事業の実施
3. 新会計基準による適切な運営

## 1. 財源の確保・運用

- ・ 自主財源の確保（事業推進の基盤作り）
- ・ 介護保険事業の円滑な経営
- ・ 共同募金財源による地域福祉事業の推進

## 2. 法人運営

- ・地域福祉活動計画の実行
- ・近隣社協事業の把握と職員の交流による情報交換の継続実施
- ・法人化30周年記念事業の実施
- ・社協職員としての自覚と知識・技術の研鑽
- ・職員のスキルアップと外部研修会への積極的参加
- ・組織体制の見直し

## 3. 指定管理事業

- ・施設の利用目的にあった総合管理と円滑な運営
- ・設備保全、適正な保守管理の実施

## 4. 地域福祉事業

### (1) 総括

- ・地域の福祉ニーズの把握と課題の掘り起し

### (2) 子育て支援事業

- ・子育て支援関係グループ活動の把握と情報交換
- ・子育て世代のニーズの把握と課題解決への繋ぎ
- ・赤ちゃん絵本プレゼント事業

### (3) 相談事業

- ・心配ごと相談所の開設、相談員の研修会への参加による対応力の強化  
(開設 第1・第3金曜日：午後)
- ・法律相談の開設(開設 第4月曜日：午後)
- ・心身・女性・母子・児童の各相談開設場所の提供と連携・調整
- ・日常生活自立支援事業のPRと相談の窓口対応
- ・相談者の個々の問題解決のための情報提供

### (4) 貸付事業

低所得世帯の生活の安定のため各種貸付資金の相談業務

- ・福祉資金・教育支援資金・緊急小口資金・総合支援資金・臨時特例つなぎ資金・不動産担保型生活資金の相談、申請手続
- ・県くらし資金窓口業務
- ・町くらし資金(緊急小口)貸付業務
- ・母子貸付資金、育英会等教育貸付資金ほか他機関貸付事業の紹介と連携
- ・行政及び県相談員との連携と情報の共有

(5) ボランティア事業

- ・ボランティアに関する相談（活動紹介、情報提供、運営相談、連絡、調整）
- ・ボランティア保険の加入の促進
- ・ボランティア連絡協議会登録の拡大と活性化
- ・災害救援ボランティアセンター設置時に要する資機材・用具等の拡充と、平常時の貸出制度の設定
- ・災害支援ボランティアの育成
- ・ボランティア養成講座の開催
- ・ボランティア連絡協議会と連携して「西尾張ブロックボランティアフェスティバル」の開催

(6) 共同募金配分金事業

ア {高齢者福祉活動事業}

- ・食事サービス、ふれあい会食会、老人クラブ活動支援、自主開催地区のサロン活動支援と設立支援、高齢者体力測定開催支援

イ {障害児・者福祉活動事業}

- ・視覚障がい者用広報テープ作成支援
- ・下肢・視覚障がい者等を対象とした移送サービスの実施
- ・小学生を対象とした障がい者施設等へのバス見学の実施
- ・障がい者を支援するボランティアの育成
- ・身体障害者福祉会、心身障害児者父母の会、尾北精神障害者家族会、尾北地区聴覚障害者福祉協会の活動支援
- ・町外作業所通所者の支援

ウ {児童・青少年福祉活動事業}

- ・おもちゃ図書館整備、子育て支援事業、赤ちゃん絵本プレゼント事業、福祉協力校への支援と連絡調整、青少年非行防止支援、子ども会活動助成

エ {母子・寡婦福祉活動事業}

- ・団体活動支援、会員交流事業の支援、情報の提供

オ {福祉育成・援助活動事業}

- ・機関紙発行、赤い羽根文庫整備、ホームページによる情報発信、緊急一時援護、地域防犯ボランティアを含めたボランティア保険の補助

## カ {歳末たすけあい配分金事業}

- ・食事サービス、重度心身障がい児・者歳末義援金、小学生介護食等体験、障がい者を支援するボランティアの育成、福祉団体クリスマス会開催支援、下肢・視覚障がい者等を対象とした移送サービス

## 5. 介護保険等事業経営

### (1) 指定訪問介護（ホームヘルパー）事業

要介護者・要支援者の生活の維持向上のため、ヘルパーによる身体介護、生活支援、相談・助言のサービスの提供

### (2) 指定居宅介護支援事業

ケアマネジャーによる介護プランの作成、介護相談、各種サービス利用の手続き代行、介護用品等斡旋・紹介、その他介護保険業務の実施

### (3) 指定訪問看護ステーション事業

在宅で看護を必要とする方へ、医師の指示による様々な医療サービスや在宅リハビリの実施、家族への看護指導、在宅看護に係る相談・助言、ターミナルケアのフォロー

### (4) 指定通所介護（デイサービス）事業

介護保険該当者及び身体上・精神上支援を必要とする高齢者の自立の支援、社会的孤立の解消、心身機能の維持向上と家族の身体的・精神的介護負担の軽減を図るため、通所によるサービスの提供

食事の提供、入浴（一般浴・機械浴）、日常生活動作の機能訓練、健康チェック、養護、生活指導、送迎、余暇活動の提供

### (5) 障害者ホームヘルパー事業

- ・ヘルパー派遣による居宅サービスを提供する

## 6. 受託事業

### (1) 地域包括支援センター事業

- ・高齢者の介護予防を重点に、予防に係る情報の提供と連絡調整
- ・高齢者の健康維持のため福祉・保健・医療の向上、生活の安定のための支援を包括的に行う

#### ア. ケアマネジメント事業・・・保健師等

- ・介護予防ケアマネジメント（特定高齢者）

予防対象者の把握・調査、予防プランの作成・実施のモニタリング・評価と予防プランの変更

- ・予防給付ケアマネジメント等

- イ. 高齢者総合相談支援・・・社会福祉士等
  - ・総合相談
  - ・地域の皆が見守る「高齢者あんしんネットワーク」の拡充、「高齢者虐待防止ネットワーク」の構築
- ウ. 包括、継続的ケアマネジメント支援事業・・・主任ケアマネジャー
  - ・地域のケアマネジャー個別指導・相談・研修・情報提供
  - ・支援困難事例への指導等
- エ. 介護者慰労事業
  - ・在宅で介護する方の身体的・精神的負担の軽減を図るため、介護者勉強会、介護者交流会、介護者リフレッシュ事業、介護者教室を実施
- (2) 高齢者ホームヘルプサービス事業（扶桑町地域支援事業受託）
  - ・日常生活を営むのに支障のある概ね65歳以上の高齢者のいる家庭にヘルパーを派遣し、身体介護や家事援助、相談・助言のサービスを提供する
- (3) 高齢者デイサービス事業（扶桑町地域支援事業受託）
  - ・介護保険対象外で独居・虚弱等で必要な方に対し、デイサービスセンターにてサービスを提供し、生活の助長、孤立感の解消、心身の機能の維持向上と家族の身体的精神的負担の軽減を図る  
（入浴・食事・送迎・レクリエーション・機能回復訓練・健康チェック）
- (4) 地域宅老事業
  - ・在宅の高齢者が地域のサロンに参加することで、閉じこもりを防ぎ、ふれあい活動やレクリエーションを通じて心身の機能の維持を図り、介護予防に繋げる
- (5) 地域活動支援センター事業（扶桑町地域生活支援事業受託）
  - ・デイサービスにおける各サービスの提供  
（機能訓練、社会適応訓練、更生相談、介護の指導、レクリエーション、入浴、食事、送迎）
- (6) 移動支援事業（扶桑町地域生活支援事業受託）
  - ・移動が困難な障害児・者が充実した日常生活を営むことができるようヘルパーを派遣し、社会参加等に必要な外出時の支援を実施する
- (7) 日常生活自立支援事業（愛知県社会福祉協議会受託事業）
  - ・判断能力に不安がある高齢者、障害者を対象に、次のような援助やサービスを提供する
- ア. 福祉サービスの利用援助
- イ. 日常的金銭管理サービス
- ウ. 書類等の預かりサービス

## 7. 個人情報保護と危機管理

- ・個人情報保護規程の遵守徹底と情報管理、財産管理の徹底

## 8. 苦情解決制度の責務

- ・利用者の苦情に対し、各受付担当者・解決責任者・第三者委員が連携し、その責務を公平平等に遂行する